

▽ 加入金

メーター口径(mm)	加入金(円)	消費税相当額(円)	納付金額(円)
13	150,000	15,000	165,000
20	200,000	20,000	220,000
25	300,000	30,000	330,000
40	1,000,000	100,000	1,100,000
50	1,500,000	150,000	1,650,000
75	5,000,000	500,000	5,500,000
100以上	別途協議による		

▽ 工 種 種 別

工 種	納付する手数料区分
新設 (新たに水道を使用するための工事)	※ 設計審査手数料 工事検査手数料
改良 (改造工事、増設工事などの 給水装置の原形を変える工事)	
臨時栓 (水道を一時的に使用するため 臨時栓を設置する工事)	
給水主管 (給水主管を布設する工事)	
引込管 (敷地内への給水管を布設する工事)	
撤去 (給水装置が不要となった場合に 配水管等から取外す工事)	
修繕 (給水装置の部分的な破損箇所を修理する工事)	

▽ 手 数 料

(消費税はかかりません)

手数料区分	口径(mm)	※納付金額(円)
設計審査手数料	25以下	3,000
	40、50	5,100
	75以上	9,400
工事検査手数料	25以下	4,800
	40、50	6,900
	75以上	11,100

※申請内容により、手数料を徴収します。なお、手数料算定方法は、標準給水装置工事施行基準P113～117をご確認ください。

標準給水装置工事施行基準QRコードはこちら ⇒



納付金の計算例

新設の場合 (20mm)

加入金	① 220,000円
手数料	②設計審査手数料 + ③工事検査手数料 ② 3,000 + ③ 4,800 = ④ 7,800円
合計	① 220,000 + ④ 7,800 = <u>227,800円</u>

改良の場合(13mmから20mm)

加入金	220,000円 - 165,000円 = ① 55,000円
手数料	②設計審査手数料 + ③工事検査手数料 ② 3,000 + ③ 4,800 = ④ 7,800円
合計	① 55,000 + ④ 7,800 = <u>62,800円</u>

改良の場合(20mm)

加入金	なし
手数料	①設計審査手数料 + ②工事検査手数料 ① 3,000 + ② 4,800 = 7,800円
合計	<u>7,800円</u>

引込管の場合(給水管20mm分岐×2箇所)

※複数ある場合はその合計の額を徴収する

加入金	なし
手数料	(①設計審査手数料 + ②工事検査手数料) × 2箇所 (① 3,000 + ② 4,800) × 2 = 15,600円
合計	<u>15,600円</u>

改良(13mmから20mm)+引込管か臨時栓の場合(既設20mm+給水管20mm分岐か臨時栓20mm)

加入金	なし
手数料	①設計審査手数料 + ②工事検査手数料 ① 3,000 + ② 4,800 = 7,800円
合計	<u>7,800円</u>

新設+引込管+臨時栓の場合(新設20mm+給水管20mm分岐+臨時栓20mm)

加入金	① 220,000円
手数料	②設計審査手数料 + ③工事検査手数料 ② 3,000 + ③ 4,800 = ④ 7,800円
合計	① 220,000 + ④ 7,800 = <u>227,800円</u>

給水主管+引込管の場合(給水主管50mm+給水管20mm分岐×4箇所)

加入金	なし
手数料	50mm ①設計審査手数料 + ②工事検査手数料 ① 5,100 + ② 6,900 = ⑤ 12,000円 20mm (③設計審査手数料 + ④工事検査手数料) × 4箇所 (③ 3,000 + ④ 4,800) × 4 = ⑥ 31,200円 ⑤ 12,000 + ⑥ 31,200 = 43,200円
合計	<u>43,200円</u>

※この事例以外、また、ご不明な点があれば、担当職員にご確認ください。